

学生全員が、熟読し内容を理解したうえで、行動してください。

# 新型コロナウイルス感染症対策 BCP レベル 1 における 学生行動指針 (令和 5 年度第 2 報)

旭川医科大学  
(March 31, 2023)

I. 授業方針	2 ページ
II. 地域移動後の自宅検疫と 健康チェックについて	3 ページ
III. 学生団体活動方針	4 ページ
IV. 日常生活における注意 事項 (相談窓口一覧)	7 ページ

令和5年度より、以下の新型コロナウイルス感染症対策 BCP レベル1における学生行動指針 (March 20, 2023) を適用します。

今後の道内や市内の感染状況を鑑み、変更する場合があります。

なお、マスクの着用の方針については以下のとおりとします。

マスクは常に持参し、状況に合わせて着用できるようにしてください。

#### 【マスク着用の考え方】

- 1 病院内では、マスク着用をお願いします。
- 2 大学内では、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねます。  
(科目によりマスク着用を指示することもあります。)

### I. 【授業方針】

令和5年度の授業は、令和4年度に引き続き全員登校による対面授業を原則とします。

#### 1. 講義科目（座学授業）について

医学科・看護学科の全学年で対面授業とします。

授業担当教員の事情により Zoom でオンライン授業を行う場合は、Zoom にアクセスするための ID とパスコードを manaba 「学年コース」 で通知します。

(留意事項)

(1) 出席確認は、出席カードで行います。

(manaba 小テストを科目担当教員の判断で併用して行うこともありますので、シラバスをご確認ください。)

(2) 学生の座席は自由席とします。(科目担当教員の判断で席を指定することもあります。)

(3) 講義資料は原則 manaba に公開します。

(4) 授業として講義室・チュートリアル室でディスカッションをすることがあります。

(5) 令和5年度からオンライン受講が可能なのは公欠者のみとなります。

保健管理センターから公欠と認められ、オンライン受講を希望する場合は、授業開始前までに E メールで、① 学生支援課 (online-lessons@asahikawa-med.ac.jp) に別紙「オンライン受講申請書」を提出、② 科目担当教員に連絡してください。

(6) 公欠者以外の学生はオンライン受講を原則認めません。視聴しても出席にはなりません。

#### 2. 実習・演習について（臨床実習・臨地看護学実習を除く）

対面で実施します。ただし、一部の実習・演習科目では分散登校、オンラインの授業を行うこともあります。その場合は科目担当教員の指示に従ってください。

なお、実習・演習科目で Zoom を利用する場合は、教員が科目ごとにミーティング ID ・パスコードを設定し、manaba 「各科目のコース」 で配信します。

### 3. 臨床実習・臨地看護学実習について

令和4年度に引き続き、感染対策を講じたうえで対面での実習を継続します。

### 4. 試験について

定期試験等については、原則全員登校で実施予定です。もし、感染状況等によりオンラインでの試験実施に変更する場合は、別途お知らせします。

### 5. 休憩時の講義室等での食事について

講義室等（チュートリアル室、学生サロンは除く）で食事をするすることができます。利用する場合は、次の事項を守って使用してください。

- (1) 食事前に手洗いすること。
- (2) 食後は机をふき取り、講義室の清潔を保つこと。
- (3) ゴミは分別し、ゴミ箱に適切に廃棄すること。
- (4) 食事時間は決められた昼食時間内に限ること。
- (5) 講義中は講義室内で飲食しないこと。

なお、昼休み時の感染対策及び学生食堂混雑回避のため、医学科5・6年生については、実習に影響が無い場合は12時00分前及び13時00分以降に学生食堂を利用することを推奨します。

### 6. 講義室、チュートリアル室の貸出について

皆さんの自主学習の場として、講義室、チュートリアル室を貸し出します。利用する場合は、「学生生活のしおり」で取扱いを確認してください。

※利用中はドアを開放し、食事はしないでください。

※ 土日祝日の前日は17:00までの利用に制限します。17:00までに鍵を返却してください。

## II. 地域移動後の自宅検疫と健康チェックについて

令和5年4月1日からは当面実施しませんので以下の項目は不要となります。

1. 緊急事態措置等区域に滞在した場合の自宅検疫（登校不可）
2. 健康チェックの実施
3. 病院見学、面接、就職試験に行く場合の訪問先連絡票提出
4. 授業**期間**中に、上記3以外の理由で北海道外に移動する場合の事前の申出

### Ⅲ.【学生団体活動方針】

本指針や各方針は、学生団体（以下、「団体」という。）所属学生全員が熟読のうえしっかりと理解し、顧問教員も含めた団体内全体で共通認識を持って対応してください。

なお、学生支援課に質問している学生には、本指針を確認・理解していない学生も多いという報告が上がってきていますので、しっかりと読んで理解し、行動してください。

コロナがなくなったわけではなく、特に新生が入学して間もない時期のため、4月中は会食を控えてください。コロナに感染してしまうと、その後の学生生活に多大な影響が出てしまいます。

5月の2類感染症から5類感染症への移行を待って、市内の感染状況等を鑑みながら段階的に行動制限の緩和が可能か判断します。

本指針やその他の本学の方針、所属団体が立てた計画を履行せず活動した場合、また、万が一感染した場合や接触者となった場合の聞き取り調査に誠実かつ正確に対応しなかった場合などには、当該団体を活動停止とし、悪質な場合は該当学生を懲戒処分とせざるを得ない場合があるので、十分注意してください。

また、万が一、団体活動（認められている活動以外にも、第三者から見て団体活動と取られる行為も含みます。）により感染者が出た場合、感染した学生が所属する団体（兼部している団体含む）の活動を一定期間活動停止とします。

看護学科学生は、臨地看護学実習中は学生団体活動の活動自粛を引き続きお願いします。

クラスターが発生した場合は、課外活動はもとより、授業自体を休止せざるを得ない場合があることを各自が認識してください。

医学部学生として、自分と周りを守るために、徹底した感染対策をお願いします。

#### （1）活動許可内容の変更について

許可内容の変更等（※）は、各団体で本指針を含めた本学の各種方針・対策評価基準を基本として、各種競技団体等のガイドラインに則った内容で作成した変更計画を、顧問教員が了承した場合のみ、各団体の判断・責任の下で感染に十分注意して活動することを認めます。

ですので、改めての許可申請は必要ありません。

なお、感染リスクが高いと言われる施設（ライブハウス、カラオケ など）での活動については今後も許可できません。

また、顧問教員が臨床系の教員ではないため、判断に迷う場合は、教育担当副学長が可否について判断しますので、学生支援課学生総務係に十分に余裕を持ったスケジュールで相談してください。

※ 大会やコンテストなどへの参加、活動可能時間内での活動時間の変更、学外練習場所の追加、昼休みの練習、練習試合・演奏会等の実施、学外者の参加 など

(2) 活動可能時間について

活動可能時間は、平日は 16 時 30 分から 21 時 00 分までの内の最大 2 時間と昼休み時間帯、休日（土、日、祝日及び長期休業中）の活動は最大 2 時間におさめてください。なお、移動・準備の時間は上記時間に含めなくても構いません。

(3) 学内施設について

1) 学内施設の学生団体活動による利用時間について

体育館、セミナー室等の学生団体活動で使用する施設の利用時間は、平日、休日（年末年始除く）を問わず、21 時 00 分までとし、現在の利用方法に従って使用してください。

2) 講義室の利用について

講義室については、平日授業終了後に空いている場合に限り、申請のうえ、ミーティング等に利用することを可能としますが、人数は座席数の半数以下とし、時間は 21 時 00 分までの内の最大 2 時間に限定します。なお、講義室利用は勉強による利用が優先であることを予め理解してください。

なお、ミーティングについては、基本的にはオンラインで行うなど、感染対策のために最大限の工夫をしてください。

3) 部室として使用している部屋（以下、「部室」という）の利用について

部室については団体の活動再開が許可されてから、Ⅲ（3）の範囲で許可された活動時間帯のみ使用を認めます。活動時間帯以外における待機や交流の場としての使用は認めません。

4) 屋内での活動について

学生玄関ロビー・談話コーナー、学生サロン、廊下、階段など共有スペースでの団体活動（筋トレ、ストレッチ、ランニングなど含む。）は認めません。

練習試合、自主演奏会等で学内施設を利用したい場合は事前に（遅くとも 3 日前までには）利用申請してください。なお、休憩・待機等も体育館やメイン会場内で完結してください。教室等を他チーム等の待機室として使用することは認めません。したがって、相手校等は 1 チームまでとしてください。

(4) 合宿について

感染終息の見通しが立つまで、合宿は禁止します。練習などを目的とした宿泊を伴う団体活動は認めません。

(5) 大会やコンテスト（以下「大会等」という）への参加について

大会等へ参加する場合は、顧問教員の下承を得た以下のものを大会等へ参加する 1 週間以上前に学生支援課学生総務係に提出したうえで参加してください。

- 参加する大会等の実施要項及び感染対策に顧問教員の参加を了承する旨の直筆の署名が明記されている資料
- 学生団体学外活動計画書（コロナ以前から学外で活動する場合に提出が必要な書類（本様式末尾に添付します））

大会終了後は顧問教員と学生支援課学生総務係にその旨報告してください。

なお、顧問教員の許可有無に係わらず、次の場合はいかなる大会等であっても参加は認められません。

- 緊急事態宣言下の地域やまん延防止等重点措置区域など感染の危険性が高い地域で開催される大会等や、当該地域に滞在等（移動上の経由地である場合は除く）が必要となる大会等

(6) 病院内での団体活動（演奏会等）は、感染が終息しBCPが0に戻るまでは認められません。

(7) 大会の運営を担当する場合

全国等組織やそれに準じる大会の運営については、関係教員（顧問教員、当該組織の本学の理事等）と情報共有するとともに、運営・企画の際には、主幹を中心とした他の施設の方針や、当大学の行動指針に沿った感染対策を徹底した上で活動してください。

全国等組織の一員として運営を行う場合のみ認めます。独自で大会を主催することは認めません。

(8) トレーニングコーナーの利用について

トレーニングコーナーについては、学生有志で作成した運用に従って、感染に十分留意して利用してください。

(9) 新歓について

学生会と新歓委員会には伝えていますが、

- ・飲食をする会合は不可
- ・宿泊は不可

・人数管理等の感染対策を徹底したうえでの、ビラ配り、活動見学、写真撮影（集団、個人）等は可  
の方針です。

また、入学式当日は屋内の勧誘行為は行わないでください。

なお、飲食をする会合を不可としているのは、飲食を共にしていたことで感染した事例が非常に多いことからの判断です。

#### (10) その他

上記以外は、現在出ている方針に沿って行動してください。

なお、Ⅲの冒頭にも記載していますが、大学からの方針や通知に反した場合、感染対策を怠った活動（聞き取り調査に誠実かつ正確に回答しないことを含む）をした場合は、団体活動停止や解散などのペナルティを課すことがあります。

また、万が一、団体活動（認められている活動以外にも、第三者から見て団体活動と取られる行為も含まれます。）により感染者が出た場合、感染した学生が所属する団体（兼部している団体含む）の活動を一定期間活動停止とします。

### IV. 【日常生活における注意事項】

#### 1. 病院への立ち入りについて

病院内への立ち入りは極力控えるようにしてください。

また、通学時などに病院内を通り抜けることは、引き続き、禁止します。

大学病院内の施設（郵便局、ATM、旭仁会など）に用事がある場合に限り 14:30 以降の立ち入りを認めます。病院食堂を利用することは引き続き禁止します。

なお、ローソンの利用可能時間を以下のとおりとします。

院内ローソンの利用可能時間

○ 医4～医6 と 看1～看4 → 院内実習中に限り制限なし

○ 上記以外の学生 → 平日 8:00～14:30 以外の時間帯と土日祝日

#### 2. 日常生活、アルバイトについて

日常生活を送るに当たって一般的な感染予防に留意してください。

アルバイトを行っている人は、感染防止に最大限配慮してください。

なお、くれぐれも近隣住民に迷惑をかけることのないように、地域社会の一員としてのマナーを守ってください。悪質な行為は懲戒の対象となります。

#### 3. 健康面、経済面などの相談について

健康面で不安なことがありましたら、保健管理センター(0166-68-2768)に相談してください。

経済的な問題については、学生支援課学生総務係に相談してください。

#### 4. 学内での滞在時間について

自己学習等により、授業終了後に学内に留まることもあるかと思えます。

その場合は、施設利用時間内に活動を終え、帰宅してください。

また、不必要な滞在はしないでください。

## 5. 海外渡航について

不必要な渡航は避け、渡航が必要な場合には、外務省海外安全ホームページの確認、外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」への登録、海外旅行保険の加入をお願いします。

なお、感染流行地域への渡航はしないでください。

渡航する場合には、「海外渡航届」を学生支援課学生総務係へ提出してください。

## 6. 相談窓口

以下の窓口を利用してください。

相談する際には、可能な限り自分自身で連絡してください。

相談内容	相談先	連絡先
体調のこと	保健管理センター	0166-68-2768
学生生活、経済的なこと、奨学金など	学生支援課学生総務係	gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp
授業、履修など	学生支援課教務係	gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp
学修支援システム・manaba	学生支援課教務係 manaba 担当	gaku-manaba@asahikawa-med.ac.jp

公欠時にオンライン受講を希望する場合の申請用メールアドレス

オンライン受講申請書	online-lessons@asahikawa-med.ac.jp
------------	------------------------------------

添付資料

- ・学生団体における covid-19 対策評価基準（本学 BCP レベル1）
- ・学生団体学外活動計画書
- ・海外渡航届

通知メールに添付する資料

- ・感染対策計画書（Excel データ）